平成２６年（フ）第６２号
兵庫県豊岡市泉町18番21号　泉町借家２Ｆ、前住所京都府京丹後市久美浜町3125番地
債務者　中村　千歩（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第２号
島根県浜田市長浜町1119番地６
債務者　廣江　雅美
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第３号
島根県江津市都野津町1866番地１
債務者　重田　有香（旧姓魚住）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第６４１号
北九州市小倉北区小文字１丁目12番１号
債務者　荻野　玉古
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１号
北九州市小倉南区若園１丁目17番16号
債務者　小林　民子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３号
北九州市戸畑区中原西２丁目７番８号
債務者　江尻　宗隆
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０６３号
愛知県あま市木田小兵衛前62番地１　セイントスクエア106号
債務者　竹本　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８０７号
神戸市垂水区青山台６丁目１番５－217号
債務者　山中　友子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３３号
神戸市北区南五葉４丁目８番９－３号
債務者　森定　有希
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１号
山口県岩国市錦見５丁目17番28号
債務者　新田　　稔
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第８９号
山口県岩国市平田６丁目54番２－501号
債務者　長谷川由美
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第６号
佐賀県鹿島市大字飯田丙550番地
債務者　中村　茂春
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１９２号
神奈川県横須賀市久村684番地　久保アパート奥
債務者　高山　優也
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１９８号
神奈川県横須賀市舟倉１丁目32番１－316号
債務者　井上　仁美
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２１３号
神奈川県横須賀市平成町２丁目９番地２　かがやきの街201
債務者　横山　千鶴
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２８２号
青森市大字新城字平岡252番地18　メゾンルミネＡ－205
債務者　中村百合子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６８号
青森市桜川９丁目５番32号
債務者　西澤　　仁
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６５２号
熊本市北区楡木２丁目11番145－209号　ディンクス楠、前住所熊本市中央区黒髪７丁目720番地　ディンクス黒髪306号
債務者　中川　美代
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係